

定 款

名古屋高速道路公社

名古屋高速道路公社定款

〔沿革〕

昭和46年 8 月 4 日改正
昭和47年 6 月 19日改正
昭和49年 2 月 19日改正
昭和49年 6 月 20日改正
昭和50年 6 月 2 日改正
昭和51年 1 月 28日改正
昭和51年 5 月 31日改正
昭和52年 3 月 24日改正
昭和52年 3 月 26日改正
昭和52年 7 月 20日改正
昭和53年 3 月 6 日改正
昭和53年 6 月 17日改正
昭和54年 6 月 5 日改正
昭和55年 6 月 16日改正
昭和56年 5 月 30日改正
昭和57年 5 月 21日改正
昭和58年 5 月 25日改正
昭和59年 6 月 1 日改正
昭和60年 6 月 6 日改正
昭和61年 6 月 7 日改正
昭和61年 7 月 21日改正
昭和62年 6 月 9 日改正
昭和63年 6 月 10日改正
平成元年 6 月 1 日改正
平成 2 年 6 月 7 日改正
平成 3 年 6 月 14日改正
平成 3 年 11 月 8 日改正
平成 4 年 6 月 22日改正
平成 5 年 2 月 15日改正
平成 5 年 6 月 15日改正
平成 6 年 2 月 23日改正
平成 6 年 6 月 15日改正
平成 6 年 9 月 14日改正

〔昭和45年 8 月 14日〕

平成 7 年 3 月 17日改正
平成 7 年 6 月 8 日改正
平成 8 年 2 月 29日改正
平成 8 年 3 月 28日改正
平成 8 年 6 月 13日改正
平成 8 年 11 月 19日改正
平成 9 年 6 月 30日改正
平成 10 年 3 月 20日改正
平成 10 年 6 月 23日改正
平成 11 年 5 月 27日改正
平成 12 年 6 月 22日改正
平成 13 年 1 月 6 日改正
平成 13 年 6 月 15日改正
平成 14 年 6 月 24日改正
平成 15 年 6 月 24日改正
平成 16 年 6 月 15日改正
平成 17 年 6 月 14日改正
平成 18 年 6 月 13日改正
平成 19 年 8 月 20日改正
平成 20 年 6 月 20日改正
平成 21 年 6 月 22日改正
平成 22 年 7 月 1 日改正
平成 23 年 8 月 15日改正
平成 24 年 5 月 30日改正
平成 25 年 6 月 6 日改正
平成 26 年 6 月 3 日改正
平成 27 年 6 月 17日改正
平成 28 年 6 月 16日改正
平成 29 年 6 月 8 日改正
平成 30 年 5 月 31日改正
令和元年 6 月 26日改正
令和 2 年 5 月 27日改正

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 役員及び職員（第 6 条—第 12 条）
- 第 3 章 業務及びその執行（第 13 条・第 14 条）
- 第 4 章 道路の整備に関する基本計画（第 15 条）
- 第 5 章 基本財産の額その他資産及び会計（第 16 条—第 22 条）
- 第 6 章 雑則（第 23 条）
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この道路公社は、名古屋市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第12条に規定する指定都市高速道路をいう。以下同じ。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この道路公社は、名古屋高速道路公社と称する。

(設立団体)

第3条 この道路公社の設立団体は、愛知県及び名古屋市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この道路公社は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

(公告の方法)

第5条 この道路公社の公告は、愛知県公報及び名古屋市公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 この道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事4名以内及び監事2名以内を置く。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、この道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省中部地方整備局長、愛知県知事又は名古屋市長に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省中部地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を愛知県知事及び名古屋市長に報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、愛知県知事及び名古屋市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が愛知県知事及び名古屋市長の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることできる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(兼職禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務範囲)

第13条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 名古屋市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
 - 二 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行うこと。
 - 三 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - 四 第1号の指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 六 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 この道路公社は、前項の業務のほか、愛知県知事の認可を受けて次の業務を行う。
- 一 前項第1号の指定都市高速道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設を建設し、及び管理すること。
 - 二 委託に基づき、前号の業務を行うこと。
 - 三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第14条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る指定都市高速道路を新設して料金を徴収する。

路 線	管 理 の 区 間	
	起 点	終 点
高速1号 高速1号 高速1号四谷高針線	名古屋市中川区島井町 名古屋市千種区鏡池通	名古屋市千種区鏡池通 名古屋市名東区猪高町
高速2号	名古屋市北区大我麻町	名古屋市緑区大高町
高速3号 高速名古屋朝日線 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目 名古屋市中村区名駅四丁目	清須市朝日 東海市新宝町
高速分岐2号	名古屋市西区那古野二丁目	名古屋市東区泉二丁目
高速分岐3号	名古屋市中川区山王三丁目	名古屋市昭和区御器所一丁目
高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町	小牧市大字村中
高速清須一宮線	清須市朝日	一宮市緑四丁目

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、3,182億4,800万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

愛知県 1,591億2,400万円

名古屋市 1,591億2,400万円

(事業年度)

第17条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、愛知県知事及び名古屋市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後、二箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て愛知県知事及び名古屋市長に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑則

(運営に関する細則)

第23条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この定款は、この道路公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれの任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社の成立の日から昭和46年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

- 4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく、愛知県知事及び名古屋市長の承認を受けなければならない。

附 則

この定款は、昭和46年8月4日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年2月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年6月2日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年1月18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年7月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年6月5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年5月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年6月7日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年6月9日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年6月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年11月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年2月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年2月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年9月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年3月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年2月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年3月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年11月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年8月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年5月27日から施行する。